

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）

イ 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

(2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第5条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第6条関係）

(4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第4条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、静岡県立農林環境専門職大学等の設置に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員の給与改定

(イ) 初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1、別表第2関係）

(ロ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第22条関係）

イ 静岡県立農林環境専門職大学等の設置に伴う改正

(イ) 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を対象とした大学教育職給料表を新設しました。（第5条、別表第1関係）

(f) 職員の職務を給料表の職務の級に分類する際の基準となる大学教育職給料表の等級別基準職務表を定めました。（第5条、別表第4関係）

(g) 大学の学長の給与について、必要な事項を定めました。（第5条の2、第19条の2～第21条、第22条関係）

(2) 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

身体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務に従事した職員に支給する手当として、有害薬品等取扱手当を新設しました。（第8条関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げました。（別表第1関係）

(2) 勤勉手当の改定

年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第51条の5、第55条の2関係）

2 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県核燃料税条例

1 制定の理由

平成27年4月1日に施行された静岡県核燃料税条例の有効期限が令和2年3月31日に到来することから、引き続き核燃料税の賦課徴収により原子力発電所の立地に伴う周辺地域の原子力安全対策等の財政需要に対処するため、改めて条例を制定しました。

2 内容

- (1) 賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるものを除くほか、静岡県税賦課徴収条例の定めるところによることとしました。（第3条関係）
- (2) 課税客体は発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業とし、納税義務者は発電用原子炉の設置者としました。（第4条、第5条関係）
- (3) 課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力としました。（第7条関係）
- (4) 価額割の税率は100分の8.5とし、出力割の税率は一の課税期間（四半期）ごとに1,000キロワットにつき29,500円としました。（第8条関係）
- (5) 徴収は、申告納付の方法によることとしました。（第9条関係）
- (6) この条例は、施行日から起算して5年を経過した日にその効力を失うこととしました。（附則第5項関係）
- (7) その他必要な規定を設けました。

3 施行期日

この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定に基づき、二級建築士の免許の申請に対する審査等に係る手数料について改定を行いました。（別表関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、1の(1)については情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、(2)及び(3)については令和2年3月1日から施行することとしました。

◇静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県内の公的医療機関等への医師の就業を促進するため、静岡県医学修学研修資金貸与事業の見直しを行ったことに伴い、県内の公的医療機関等において臨床研修を行った期間について返還債務の免除の対象期間に加えることとしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。